

2014年11月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

- ・ふるさと納税～実践編～
- ・税務調査・相続税セミナー報告
- ・秋の康友会行事『伊勢志摩をめぐる旅』

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012  
名古屋市中区千代田三丁目14番22号  
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816  
E-Mail aoi@aoi-cms.com  
URL http://www.aoi-cms.com/



医療法人 清水会 従業員 加藤 久 様

## 目次

2	リニア新幹線開業に向けて	10	2014年ITのキーワード④ (クラウドコンピューティング)
3	ふるさと納税～実践編～		
6	税務調査・相続税セミナー報告	11	名誉棄損
7	秋の康友会行事 『伊勢志摩をめぐる旅』	12	(随想) 『独立』志向の風潮に想う
8	教育訓練給付金の拡充		
9	主治医(かかりつけ医)機能の評価		

No.548

# リニア新幹線開業に向けて

センター代表 杉浦 康晴

2027年（平成39年）にリニア中央新幹線が品川―名古屋間で開業する予定です。名古屋市ターミナル駅が名古屋駅の地下に設置され、名古屋駅の拠点性や利便性がさらに高まることとなります。名古屋市ではリニア中央新幹線開業を見据えて、目標となるまちの姿を「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ」とし、その実現のために「名古屋駅周辺まちづくり構想」を策定しました。

現在、建て替え中で2015年秋開業予定の「大名古屋ビルディング」をはじめ、2017年4月には「JRゲートタワー」、また名古屋駅南ささしまの再開発地区には「グローバルゲート」が2017年秋に開業する予定です。これら以外にも名鉄名駅再開発計画が動き出すなど名古屋駅周辺では今まさに再開発工事が急ピッチで進められています。時速500キロ超で走るリニア新幹線は、現在2時間25分かかる品川―大阪間が約1時間で結ばれ、品川―名古屋間は約40分となり今までの半分以下の大幅な時間短縮となります。これほどの時間短縮となれば我々の行動パターンも大きく変わるはずです。名古屋に住む我々にとってはメリットが大きいでしょう。一方、品川―大阪間が開通した際には名古屋飛ばしはさらに拍車がかかるだろうと思われれます。例えば、本社が東京や大阪にあるような大企業であれば、名古屋に支社や営業所を置く必要がなくなったり、中部の空の玄関セントレアの利用客が減ることも考えら

れ、目指していたハブ空港としての役割を担うことは今後さらに難しくなると考えられます。まだ先の話ではありますが、再開発が進んでおりしばらくは景気が好調な名古屋も、この好調さがいつまでも続くという保証はありません。将来のシミュレーションを描き、名古屋が今後も成長し続けるように常に問題を意識することが必要です。

リニア中央新幹線においては工事についてもまだまだ問題は山積しています。計画区間の9割をトンネルが占めているため、掘り出す土が東京ドーム50杯近くになると言われていますが、その2割は置き場所が決まっておらず、掘削による地下水の枯渇や水質悪化なども懸念されています。順調に工事が進むことを祈ります。総工事費が9兆円を越す巨大プロジェクトでその全額をJR東海が全額自己負担で建設するとしています。3大都市圏の往来が活発化することにより日本経済の活性化が見込まれると同時に安倍政権が成長戦略の柱に掲げるインフラ輸出への期待も高まっています。

東海道新幹線開業50周年を迎えた今年は光栄にも当センターも創業50周年を迎えました。新幹線は新たな時代を迎え、リニア中央新幹線という巨大プロジェクトに取り掛かります。我々も創業50周年を迎え、さらなる飛躍を遂げるために努力を続けて参ります。

# ふるさと納税～実践編～

税務会計部 鯉江 良介

2014年5月号にて、ご紹介させていただきました「ふるさと納税」の制度につきまして、非常に多くのご反響をいただいておりますので、今回は実践編として当該制度のご紹介をさせていただきますこととなりました。

## 1. ふるさと納税（正式名称：ふるさと寄付金制度）の概略

個人が特定の自治体に対し2,000円を超える寄付を行ったときに、住民税のおよそ1割程度が所得税と住民税から控除される制度です。（当該制度により控除の適用を受けようとする場合には、領収書等を添付して確定申告をすることが必要となります。）

詳細については、「3. 実際に計算してみました」を参照ください。

## 2. 便利なサイト「ふるさとチョイス」のご紹介（参照：<http://www.furusato-tax.jp/>）

①ふるさとチョイスは、平成25年度補正予算「新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業」に採択されています。当該事業は、「Jump Start NIPPON」の旗印のもと、成長力のある日本発ビジネスの創造を促進していく、経済産業省によるプロジェクトであり、企業家や企業の中から新事業創造に挑戦する人材と、彼らをサポートする支援人材が出会い、ノウハウを共有するネットワークを形成することを目的としています。

（参照：<http://jumpstartnippon.jp/>）

### ②寄付先の選定方法が豊富

当該サイトは下記などの方法により寄付先の自治体の選定を行うことができます。

#### i) 寄付金額を指定する方法

2,000円から100万円以上の10段階から、予算に応じて選べます。

#### ii) 特産品から選ぶ方法

肉・米・果物類・魚介類等、さらに絞り込んで選べます。

#### iii) 地域から選ぶ方法

都道府県から、ご希望の自治体を選べます。

#### iv) 使い道で選ぶ方法

自然保護・高齢者・医療・福祉等から選ぶこともできます。

### 3. 実際に計算してみました（平成26年10月現在の法令に従っております。）

給与収入のみの場合と、事業所得のみの場合で、それぞれ2,000円の自己負担で寄付できる限度額と、当該金額によってもらえる特産物を、ふるさとチョイスより選定してみました。

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
妻(※1)	専業主婦	共働き	専業主婦	共働き
子(※2)	16歳未満	大学生	16歳未満	大学生
給与収入	500万円	1000万円		
所得金額			500万円	1000万円
寄付限度額(※3)	30,000	88,000	64,000	140,000
もらえる特産物(※4)	3万円 美浜町 町内旅館宿泊補助券	5万円 岩倉市 名古屋コーチン1羽	5万円 大分県中津市 なかつ耶馬溪 3大鍋セット	10万円 兵庫県朝来市 但馬牛サーロイン ステーキ用4枚
		3万円 北海道新得町 十勝和牛 上田の黒牛	1万円 碧南市 三河一色産うなぎの 炭火焼	3万円 北海道奥尻町 奥尻海中飼育 活あわび10ヶ
		5千円 江南市 きしめんうどんセット	2千円 福島県大玉村 大玉村産ひとめぼれ 2Kg	1万円 茨城県笠間市 笠間食パン
		3千円 東京都檜原村 檜原特産のじゃがいも を使ったいも焼酎1本	2千円 福岡県糸島市 いとしまエコバック	

※1 専業主婦の場合は、控除対象配偶者に該当、共働きの場合は控除対象外配偶者

※2 16歳未満の場合は、扶養控除の対象外、大学生の場合は、特定扶養親族に該当

※3 寄付限度額とは、自己負担2,000円となる、寄付金額の上限

※4 ふるさとチョイスのサイトより、寄付金限度額になるよう筆者がチョイスしておりますので、ふるさとチョイス内のすべての地域、金額及び特産物を示すものではありません。

給与収入の試算には、総務省サイトの『[控除額計算シミュレーション](#)』を使用しています。

また、給与収入のみの場合は、当該サイトの寄付額一覧をご参照ください。

#### ＜ 参 考 ＞

総務省ふるさと納税など個人住民税の寄附金税制

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/080430\\_2\\_kojin.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)

## ★パターン1のシミュレーション例

控除額(目安)のシミュレーション	
・黄色のセルに数値を入力して下さい。(ゼロの場合は入力不要)	
○寄附者の年収	
給与収入額	5,000,000 円
※実際の計算は、寄附をした年の1月～12月の収入を基に行うため、寄附時点では正確な数値は判明していません。	
○家族構成	
配偶者	
専業主婦	1 人
共働き(年収141万円以上)	人
扶養親族	
中学生以下(16歳未満)	1 人
高校生(16～18歳)	人
大学生(19～22歳)	人
23歳以上	人
○寄附しようとする額	
寄附額	30,000 円
↓	
<b>控除額(所得税+住民税)</b>	<b>28,000 円</b>
(自己負担額)	2,000 円
※必ず2,000円は自己負担となります。	
(控除額はあくまで目安です。正確な計算は寄附翌年にお住まいの市区町村にお尋ね下さい。)	

※パターン3、パターン4の場合は『控除額計算シミュレーション』では計算できません。  
詳しくは担当者までお尋ねください。

## 4. 振り込め詐欺にご注意ください

「ふるさと納税」は申込をした方が、指定された方法でのみ支払うことになります。  
申込をしていないにもかかわらず、送金のお願いをすることはありませんので、詐欺行為にはくれぐれもご注意ください。

ご不明な点がございましたら、税理士法人各担当者までご連絡ください。



# 税務調査・相続税セミナー報告

税務会計部 佐藤 明日香

9月4日に「税務調査のポイントと対策セミナー」、10月7日に「相続税 税制改正セミナー」がコンベンションルーム上前津にて行われました。

「税務調査のポイントと対策セミナー」では、講師に当税理士法人の顧問税理士で元税務調査官の三宅正人先生をお迎えして、第一部では法人税の税務調査のポイントと対策についての解説、第二部では平成26年度税制改正の概要について解説をいただきました。税務調査のポイントと対策については税務調査官時代の体験も交えながらの解説であり、ご参加いただいた方からは多数質問があがる等、大変好評をいただきました。

「相続税 税制改正セミナー」では、第一部は相続税改正の背景を当税理士法人代表社員で税理士の杉浦康晴、第二部は相続税の税制改正内容をファイナンシャルプランナーの二村晃司、第三部は相続税の正しい知識を相続診断士の横尾泰幸が解説しました。平成27年1月1日以降の相続から適用される大幅改正の内容を中心に解説を行いました。



各セミナーとも当日はご多忙の中、多くの方にお集まりいただき厚く御礼申し上げます。今後も顧問先の皆様に喜んでいただけるようなセミナーを企画していきたいと考えております。

## 秋の康友会行事

### 『伊勢志摩をめぐる旅』

去る10月9日（木）に、前回も好評をいただいた秋の康友会のイベントを行いました。志摩観光ホテルのレストラン『ラ・メール』にて、皆様にあわびコースのフランス料理を堪能していただき、『伊勢神宮』では境内の参拝、『おかげ横丁』の散策をしていただけるように企画いたしました。

当日は、曇り空から雨空へと変わっていきましたが、総勢で23名の方に参加していただき、皆様と大変有意義な時間を過ごせました。

葵総合経営センターからバスで出発し、伊勢自動車道を通り、伊勢西ICから志摩観光ホテルへと到着しました。

『ラ・メール』での昼食では、「伊勢海老クリームスープ」、「サラダ」、「鮑ステーキ ブールノワゼットソース」という内容の食事を堪能していただき、最後に「デザート」、「コーヒー」をご馳走になっていただきました。

皆様には充分にお楽しみいただきながら、友好を深めていただく場となりました。

お食事後は志摩観光ホテルの中を散策していただき、伊勢神宮へとバスは出発しました。

昨年式年遷宮が行われた伊勢神宮の鳥居の前で集合写真を撮り、伊勢神宮への参拝と、おかげ横丁の散策を行いました。

散策の後は、葵総合経営センターへ出発し、無事に帰ってくることができました。



〈『ラ・メール』食事風景〉

康友会では、今後も参加者の皆様にお楽しみいただけるイベントを企画・運営して参ります。次回のイベントにご期待下さい。

康友会のお問い合わせ：

葵総合経営センター 康友会事務局

電話：052-331-1740

（文責：総務部 近藤 陽介）



〈伊勢神宮 鳥居前にて集合写真〉

# 教育訓練給付金の拡充

葵労務管理事務所 大野 華恵美

## 教育訓練給付金とは…

働く方の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。支給対象者が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、教育訓練施設に支払った受講料等の一定割合に相当する金額（上限あり）が支給されます。

## 《平成26年10月1日施行の拡充内容》

訓練内容が一般教育訓練（現行）に専門実践教育訓練が増え、2種類となります。専門実践教育訓練は中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的職業能力の習得を目指す講座を支援するために支給額、支給期間を引き上げ、キャリアアップと失業率の低下を抑える事が目的となっています。

支給内容	一般教育訓練 (現行)	専門実践 教育訓練
支給額 ※1	20%	40% ※2
支給額上限	10万円	32万円
支給期間	最長1年	原則2年 ※3

※1 受講者が支払った

訓練経費×右欄の割合

※2 受講修了日から1年以内に資格取得等し、かつ、被保険者として雇用された又は雇用されている場合等は20%追加支給。

※3 資格につながる場合は3年に延長可。

## 【専門実践教育訓練の支給対象者】

### ① 初回受給の場合

受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間がある方。

### ② 平成26年10月1日以降に、2回目以降として、教育訓練給付金を受給したことがある場合

前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までの間に、10年以上被保険者期間がある方。

## 【専門実践教育訓練 対象講座】

### ① 業務独占資格(※1)、名称独占資格(※2)の取得を訓練目的とする養成施設の課程例) 看護師、歯科衛生士、電気工事士など。

### ② 専門学校での職業実践専門課程

### ③ 専門職大学院での専門職業人に養成を目的とした課程

※1 資格を持たずに業務を行う事が法令で禁止されている資格

※2 資格がなくても業務を行う事が出来るが、その名称の使用は法令で禁止されている資格

対象講座の詳細は、厚生労働省が公表しています。また支給申請に先立ち、教育訓練給付金の受給資格の有無、受講する講座が支給対象の講座であるかをハローワークで照会することができます。興味のある方は、ぜひハローワークの支給要件の照会でご確認ください。



# 主治医（かかりつけ医）機能の評価

㈱葵経営コンサルタンツ 中島 和人

今回の診療報酬改定で地域包括診療料と地域包括診療加算が新設されました。これは主に高齢者を対象に継続的で総合的な医療を提供する医師をかかりつけ医として評価しているというものであり、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症の4疾病のうちの上（疑いは除く）の疾患を持つ患者に対して、療養指導を行い、通院医療機関や処方薬をすべて管理し、カルテに記載するといった服薬管理を行ったり、対象患者の健康管理を行ったり、さらに必要となれば24時間体制の在宅医療の提供を当該患者に行うことが算定の要件となります。

点数は、地域包括診療料が届出制の包括点数1503点（月1回）で、それに含まれる点数として、○再診料、医学管理等・検査・画像診断・処置（「別に算定できる点数」に示すものを除く）、○在宅時医学総合管理料等の在宅関連の管理料、○処方料、処方せん料、○注射、リハビリ、手術、麻酔、病理診断等があげられ、別途算定できるものとして、○再診料の加算や、○在宅医療・投薬（先にあげたものを除く）、○患者の病状の急性増悪時に実施した検査画像診断、処置のうち所定点数が550点以上のもの等があります。また地域包括診療加算は再診料への加算として20点（1回につき）です。

対象医療機関としては地域包括診療料が、診療所と許可病床が200床未満の病院であり、地域包括診療加算は診療所のみとなって

います。

高い点数が設定された地域包括診療料ですが、算定するためには、在宅医療の提供が必要であり、その24時間の対応として、①時間外対応加算Ⅰの届出、②常勤医師が3人以上在籍、③在宅療養支援診療所の3つの要件をすべて満たす必要があり、特に常勤医師3人以上必要という点は多くの診療所では高いハードルです。いっぽう地域包括診療加算は、①時間外対応加算1又は2の届出、②常勤医師が3人以上在籍、③在宅療養支援診療所のうちいづれか一つを満たせば算定が出来ます。また、どちらも当該患者に院外処方を行う場合には、24時間対応薬局が原則（但し書あり）となっておりこの点も算定の障害となっています。そして、地域包括診療料は高点数ゆえ、患者負担が大きく患者の理解を得ることが大変であり、反面地域包括診療加算は手間が増える割には点数が低いといった声も聞かれ、現状において地域包括診療料の届出は全国的にも少なく、地域包括加算についても届出は行うが一部の患者のみ算定するといった対応が多いようです。

このような状況より結果として診療所経営にはあまりインパクトを与えなかったこの点数ですが、厚生労働省が構想する地域包括ケアシステムにおける診療所の役割のひとつを示すものと考えるなら今回の本報酬の意味は重要ですし、次回以降の報酬改定の動向に注目したいものです。

# 2014年ITのキーワード④ (クラウドコンピューティング)

株式会社コスモシステム 佐藤 修

「クラウド・コンピューティング」または単に「クラウド」とは、ネットワーク、特にインターネットをベースとしたコンピュータ資源の利用形態である。ユーザーは、コンピュータによる処理やデータの格納（まとめて計算資源という）をネットワーク経由で、サービスとして利用する。

※以上ウィキペディアより抜粋

## 【歴史的なコンピュータの利用形態の変遷】

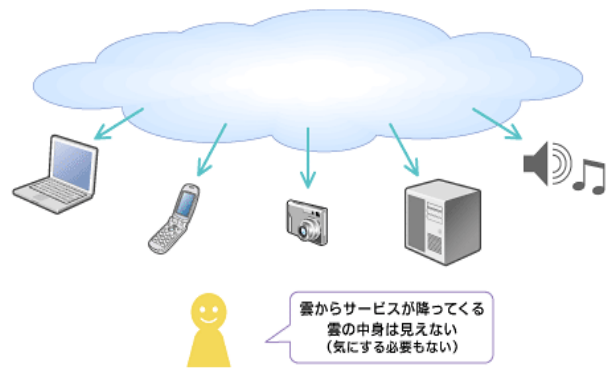
1. メインフレーム全盛期の集中処理
2. 分散システム（オープンシステム）の台頭によるクライアント・サーバーなどの分散処理
3. インターネットに代表されるネットワーク中心の、新しい集中処理
4. 世界に分散したユーザーがサーバーを意識せずにサービスを受ける、クラウド・コンピューティングの処理形態

## 【クラウドの背景】

用語として登場したのは、2006年のGoogleのCEOであるエリック・シュミットによる発言が最初とされ、GoogleやAmazonなどが登場した2006年から2008年に普及し始めました。過去に登場したキーワードの、グリッド、SaaS、オンデマンド、ユビキタスなどはすべてクラウドの範疇に含まれると言ってよいでしょう。

クラウドの基本コンセプトは「所有から利用へ」です。ネットワーク（特にインターネット）速度の向上や利用料金の低価格化などを背景に、ネットワークそのものがコンピュータである、という考え方でもありません。

個人利用が主だった当時から企業の利用が今後普及していくであろう、ということで2014年のキーワードとしました。



【クラウド・コンピューティングの概念図】

## 【クラウドの普及】

今後、クラウドはどのように普及していくのでしょうか。

まず、消費者向け市場、特に携帯電話市場においては、クラウドはすでに実現しているといえます。携帯電話の利用者はサーバーの存在など気にせずに自由にサービスを利用しています。

対して、一般向け市場はSaaS（電子メール・グループウェア・CRMなどのソフトウェア提供）型は企業向けにも着実に普及していますが、基幹業務などは社内のシステム利用（オンプレミス型）が今後も長期間にわたって一般的であると考えられます。

企業におけるクラウドは、信頼性に関する要件が多少緩やかであり、かつ、迅速な展開が求められる短期戦術的なアプリケーションから利用されていくことになるでしょう。

クラウド型の重要性が段階的に増して行くことは確実と思われませんが、当面の間はクラウド型とオンプレミス型をどのように組み合わせしていくかをIT戦略の中心にすべきだと思います。

すべての情報システムがクラウド型になるには、解決すべき課題（特に信頼性）がいくつかあります。

# 名誉棄損

弁護士 長谷川 留美子

韓国の検察当局が、産経新聞の前ソウル支局長を、朴槿恵大統領の名誉を傷つけたとして在宅起訴したことが問題になっています。報道によれば、同支局長がコラムで、大統領が旅客船セウォル号沈没事故の際何時間か行方不明となっていたことと、その不在の理由についてのうわさを報じたことに関してのことのようです。

ところで、日本における名誉棄損罪については、刑法第230条に「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。この規定によれば、たとえ真実であっても、公然と人の名誉を棄損する事実を摘示すると、名誉棄損行為として罰せられます。

しかし、同法第230条の2には

1 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事實は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの

証明があったときは、これを罰しない。との規定もあります。

人の名誉は、法によって守られるべき権利であることに違いありません。しかし、一方で、言論の自由も法によって守られるべき権利です。これら両方の権利の調和を図るべく、上記のように名誉棄損行為でも罰せられない場合が規定されています。

名誉棄損行為が許されるためには、上記のとおり、事実の種類と目的のほかに、事実が真実であったことの証明が必要です。しかし、事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないとされています。

なお、名誉棄損行為は、犯罪として罰せられることよりも、民事の損害賠償請求を受けることの方がよくあります。



(随想)

## 「独立」志向の風潮に想う

センター会長 杉浦 正康

「スコットランド」がイギリスから独立するという運動が強まり、遂に住民投票にまで持ち込まれました。幸か不幸かその結果は「独立しない」という票が若干多く独立騒ぎはとりあえず決着しました。しかしその運動は目標こそ達成できませんでしたが明らかに効果はあり、独立したよりもむしろ実質的には有利なものを獲得したのではないかと考えられます。というのは独立したばかりのいろいろな困難を背負い込まず各種の有利な条件のみを手に入れることに成功したからです。

ところが同時期にスペインでもカタルーニャ州（1992年にオリンピックが開催されたバルセロナが州都）という九州とほぼ同程度の面積で人口は九州の半分の州が独立したいと言い出していたのです。現在正規の住民投票が出来ない状態ですが、いずれにしてもその気運は抑えがたいもののようです。

その前に「クリミア」がウクライナからロシアに入りたいということでロシアの援護によって事実上ウクライナから独立するという動きがあり大変な国際問題になっています。その結果ロシアに対する各種制裁措置が日本を含めて実施されることとなり、日本のばあい領土問題がとん挫を喫する事態にまで影響が及んでいます。いずれにしてもこれらの地方はもともと独立した国であった歴史と経験を持っていますのでどうしても何らかの不愉快な事態が起こるとそのDNAが目覚ましてそれが現状変更と過去への回帰行動にまで

発展してしまうのだらうと考えられます。

この独立志向の問題についてはいろいろな原因が考えられますが、ここでは二つを取り上げてみたいと思います。

ひとつは、人間という動物は過去の経験とその経験に基づく心理状態が深く心に刻まれてその記憶がDNAにまでなっているのではないかということです。それが何かの不都合や気に入らないことがあるとよみがえり先祖がえりをしたくなるというわけです。先の例ではかつて独立国であった経験がそうさせているわけで人間の心には「過去」がしつこくこびりついているということの証左です。（人間は本来「忘れる動物」であると言われますが、「絶対に忘れない動物」でもあると考えないといけないのではないかと思います。）

もうひとつは個人のばあいも国や集団のばあいも同じですが、21世紀に入ったころから非常に自己主張や自立心が高まり自分を差別化したいという欲求が格段に強くなったことが『独立志向』を助長しているのではないかという点です。この傾向はいたるところで見られる現象にもなっており、日々我々が悩まされている問題でもあります。

「統合」される前の良かったなあとと思う経験と、自分を差別化したいと思う自立心とが一体となり激しい「独立志向」を産み出していると考えればこれは普遍的な現象として納得が出来ますし、今後もまだまだ同種のことが起るだらうことが予想されます。